



Q 1 3 ■平成21年度介護報酬改定において、介護職員基礎研修

修了者への評価はどうなりましたか？

- 平成21年度介護報酬改定において、介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、専門的な資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うこととし、介護職員基礎研修の受講を促進しています。
- 評価の具体的な内容については、下表をご覧ください。

特定事業所加算（訪問介護）

- 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10%を加算 ⇒ 算定要件の見直し
- 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の10%を加算

※ 算定要件

【特定事業所加算（Ⅰ）】

体制要件、人材要件（①及び②）、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅱ）】

体制要件、人材要件（①又は②）のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅲ）】

体制要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

<人材要件>

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・**介護職員基礎研修課程修了者**・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する**介護職員基礎研修課程修了者**・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

* <体制要件>、<重度要介護者等対応要件>については、省略

注 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、いずれか一つのみを算定することができる。

サービス提供体制強化加算

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。	24単位/回
夜間対応型訪問介護	① 介護福祉士が30%以上配置されていること。 ② 介護福祉士及び 介護職員基礎研修修了者 の合計が50%以上配置されていること。	12単位/回 (包括型 84単位/人・月)